

# 国民健康保険の届出

## 加入・喪失の手続きは14日以内に

職場の健康保険などに加入していない方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません(75歳以上の方や生活保護受給中の方は除く)。

次に該当する方は、国民健康保険の加入対象となります。

○事業所を退職した後、他の健康保険に加入されていない方  
○他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない方

## 国民健康保険料を改定

### 保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療給付費分)、後期高齢者支援金等分、介護納付金分(40歳~64歳)を合わせて算出します。

それぞれの平成26年度の保険料率等が、下表のとおり改定されました。

なお、納付方法は普通徴収と特別徴収の2種類です。

「普通徴収」年間保険料額を、6月期~平成27年3月期までの10回に割り振り、納付書または口座振替等で納めていただきます。「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法です。4・6・8月に仮徴収(※)として納付していた後、10月から本徴収が始まります。本徴収は年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を、10・12・2月に割り振ります。

※現在すでに特別徴収の方は、平成26年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として納めて

○個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方  
※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

また、職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。加入・喪失の届出は、14日以内にお願います。お勤め先の会社が届出をすることはありません。届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった分の医療費を返還していただくことになったりしますので、ご注意ください。

医療保険課資格相談係  
☎(3647)3167  
FAX(3647)8443

### 非自発的失業者の方の保険料を届出により軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

☑雇用保険受給資格者証の理由離職者「23、33、34」で離職時の年齢が65歳未満の方

### 保険料の計算のしかた等

1. 賦課のもととなる所得金額を算出し、世帯分を合算

国保加入者の所得(収入-必要経費)	-	基礎控除 33万円	=	賦課のもととなる所得金額(a)
-------------------	---	--------------	---	-----------------

加入者全員の(a)の合算額=(A)、40~64歳の加入者全員の(a)の合算額=(B)

2. 次のそれぞれにつき、保険料を算出

基礎賦課分(医療給付費分)	(A) × 0.0630	+	32,400円 × 世帯の国保加入者数	=	年間医療分 (51万円を限度)	(C)
後期高齢者支援金等分	(A) × 0.0217	+	10,800円 × 世帯の国保加入者数	=	年間後期高齢者支援金分 (16万円を限度)	(D)
介護納付金分	(B) × 0.0170	+	15,300円 × 世帯の40~64歳の国保加入者数	=	年間介護分 (14万円を限度)	(E)

3. 上の2で算出した額を足すと年間の保険料になります

年間医療分(C)	+	年間後期高齢者支援金分(D)	+	年間介護分(E)	=	年間保険料 (81万円を限度)
----------	---	----------------	---	----------	---	--------------------

4. 減額措置

対象	軽減内容
住民税非課税の方	賦課のもととなる所得金額からその25%を減額

### 保険料の均等割額の減額基準の変更

前年中の総所得金額が基準以下の方に對して、保険料の均等割額の7割、5割または2割が減額されます。平成26年度は減額基準が変更されました。

均等割額減額基準、納付方法、非自発的失業者の軽減措置などの詳細は、国保加入世帯に今月中旬にお送りする「国保だより」をご覧ください。

☎(3647)8520  
FAX(3647)8443

## 定期(法定)予防接種

### 対象者には個別に接種票を送付

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。

対象者には、個別に郵送で接種票をお送りしています。接種時期になりましたらお子さんの体調の良いときに母子手帳を持って接種を受けてください。

また、区のホームページ等で各予防接種時期等をお知らせしていますので、そちらもご確認ください。

### 25年度に日本脳炎定期予防接種対象者をさらに拡大

日本脳炎の定期予防接種については、接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで接種のご案内を行ってまいりましたが、その後新たなワクチンが開発され、現在は通常通り受けられるようになってきました。

その間、平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方に對しては、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していること

### 麻しん風しん混合ワクチンは法定接種期間内に

麻しんは、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気です。感染予防には2回のワクチン接種が必要です。

## 後期高齢者医療保険料を改定

### 決定通知書等は7月中旬に発送

平成26・27年度の保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合議会において、次のように決定されましたのでお知らせします(詳しい保険料の計算方法等については、東京都後期高齢者医療広域連合から発行されている「東京いきいき通信」等をご参照ください)。

なお、平成26年度保険料額決定通知書等は7月中旬に被保険者全員に発送します。

☎(3647)8520  
FAX(3647)8443

後期高齢者医療保険料(年間)

	均等割額	所得割率	限度額
平成26・27年度	42,200円 (2,100円増)	8.98% (0.79ポイント増)	57万円 (2万円増)
平成24・25年度(参考)	40,100円	8.19%	55万円

☎(3647)5906  
FAX(3615)7171

麻しん風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳になってから2歳になるまでの1年間)と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期間内に接種してください。

任意接種期間(無料) 小学校4年生の年度末まで

区では、2歳を過ぎてから小学校4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった児童は、母子手帳を持参のうえ、江東区指定医療機関で2回接種してください。なお、任意の予防接種は法定接種とは異なり予防接種法に基づかない接種となるため、万一健康被害が発生した場合、予防接種法の救済の対象にならず、区が加入する賠償保険等による救済の対象となります。